

申請書は資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に提出してください
保険料納付案内は申請書受付後にお送りしますので、案内に従い振込願います。
納付案内に記載された期限までにお振込がない場合、資格は取り消されますので
ご注意ください。

常務理事			担当

健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書

任意継続 記号・番号 (組合使用欄)	* 記入不要 9 9 -
-----------------------	-----------------

私は別紙留意事項を確認の上、下記の通り申請します。

退職前の 被保険者等記号・番号	—	記号・番号がわからない場合はマイナンバーを記入してください			
資格喪失年月日 (退職日の翌日)	令和 年 月 日	生年月日	年 月 日		
氏 名 (フリガナ)	性別		男・女	資格確認書	<input type="checkbox"/> 発行が必要
				発行要否	理由 <small>該当を○で囲んでください</small> 1・2・3
住 所	住民票住所 〒 -	※必須			
	居所 〒 -	※住民票住所と同じ場合は記入不要 (書類送付先)			
電話番号	自宅：	携帯：	←必ず記入		
勤務事業所 名 称	勤務事業所 住 所				
給付金 振込口座	銀行	支店	普通預金口座番号	口座名義 (本人名義に限る)	
【備考】 転居予定の方は転居日・転居後の住民票住所・書類送付先をご記入ください					

健康保険 被扶養者届		※年収130万円(60歳以上の方、障がい者は180万円)以上は認定不可 (退職時に認定を受けていた被扶養者で引き続き扶養されている者) ※収入がない場合も職業・年収欄は記入してください(例:主婦、無職、高校2年)			
氏 名	生年月日	性別	続柄	職業・年収	同居・別居の区別
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	男 ・ 女		職業 年収 円/年	同居・別居 〒 - <small>※別居の場合の住所</small>
資格 確認書	<input type="checkbox"/> 発行が必要 理由 1・2・3				
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	男 ・ 女		職業 年収 円/年	同居・別居 〒 - <small>※別居の場合の住所</small>
資格 確認書	<input type="checkbox"/> 発行が必要 理由 1・2・3				
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	男 ・ 女		職業 年収 円/年	同居・別居 〒 - <small>※別居の場合の住所</small>
資格 確認書	<input type="checkbox"/> 発行が必要 理由 1・2・3				

必要添付書類：被扶養者がいるときは、以下の書類が必要です。

受付日付印

- ・住民票(発行3ヶ月以内、続柄・マイナンバー記載、世帯全員記載)
- ・被扶養者状況届(16歳以上の場合)
- ・所得証明書(16歳以上の場合)
- ・収入の証明書(給与明細3ヶ月分、年金額通知書等)

※状況に応じて追加書類のご提出をお願いする場合がございます

申請書記入前に必ずご確認ください

- 任意継続被保険者となる要件は次のとおりです。
 - ①資格喪失日（退職日の翌日）の前日まで継続して**2ヶ月以上の被保険者期間**があること。
 - ②資格喪失日（退職日の翌日）から**20日以内**に手続きをすること。
 - ③**75歳未満**の方。※75歳以上の方は後期高齢者医療制度の加入となるため任意継続被保険者となることはできません
 - 退職の際に被扶養者であった方を引続き被扶養者とする場合は、申請書下段の「健康保険 被扶養者届」欄に記入してください。新たに被扶養者を追加する場合は、この申請書とは別に「被扶養者（異動）届」に必要な書類を添えて提出してください
 - 資格確認書の発行が必要な場合（※）は「 発行が必要」にチェックを入れてください。

※理由は以下から選択してください（以下に該当する場合に限りです）

 - 1.マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
 - 2.マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
 - 3.マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- ※任意継続被保険者の登録手続きは、退職後に事業主から提出される資格喪失届手続き完了後となります。

<留意事項>

1. 任意継続被保険者として加入できる期間は最長2年間です。
2. 保険料の納付額と納付期限は納付案内に記載されています。保険料が期限までに納入されなかったときは、任意継続被保険者資格取得日に遡って資格取消となります。
（納付案内は任意継続取得手続き完了後に送付します）
3. 任意継続被保険者は次のような場合において、それぞれに掲げる日より資格喪失します。
 - ①被保険者となってから2年を経過したとき（その日の翌日）
 - ②被保険者が死亡したとき（その日の翌日）
 - ③保険料を納付期限（毎月10日）までに納付しないとき（その日の翌日）
 - ④就職して被保険者となったとき（その日）
 - ⑤後期高齢者医療の被保険者となったとき（75歳の誕生日）
 - ⑥任意継続被保険者でなくなることを希望するとき（資格喪失申出書が受理された月の翌月1日）

※任意継続被保険者資格を喪失したときに有効期限の残っている資格確認書をお持ちの場合は、5日以内に当健保組合に返却してください。
4. 退職の際に被扶養者であった方を引続き被扶養者とする場合は、被扶養者の年収が下記の表未満であり、被保険者によって生計を維持されていることが必要となります。

被扶養者の収入	60歳未満	60歳以上・障がい者
	年収130万円（月収108,334円）未満	年収180万円（月収15万円）未満

※収入が基準を超えている場合は被扶養者として認定することができません